

北九州市小児慢性特定疾患対策協議会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市小児慢性特定疾患対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5に規定する医療の給付の対象者の認定その他同条に規定する事業の実施に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員2人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の全員の合意をもって決する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、児童福祉施設等の経営者が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項に規定する措置を講ずることを援助するため、当該児童福祉施設等が提供する福祉サービスの質を評価し、及び当該評価の実施に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(委員の任期等)

第5条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども家庭局において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市新成長戦略会議規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市新成長戦略会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市新成長戦略会議（以下「戦略会議」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、市長の諮問に応じ、北九州市の産業雇用戦略のビジョンの策定について調査審議する。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命から新しい成長戦略の策定までとする。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議は、会長が招集する。

2 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面による議決)

第7条 戦略会議は、委員の全員の承諾があるときは、書面による議決をすることができる。

(関係者の出席等)

第8条 戦略会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 戦略会議の庶務は、産業経済局において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則を廃
止する規則

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例施行規則（平成22年北
九州市規則第8号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第26号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項に規定する金額」を「24万5千円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「地方税法施行令第56条の89第4項に規定する金額」を「35万円」に改める。

第10条第1項第2号中「地方税法施行令第56条の89第1項に規定する金額」を「24万5千円」に改め、同項第4号ア中「60万円」を「100万円」に改め、同号イ中「60万円」を「100万円」に、「150万円」を「200万円」に改め、同号ウ中「150万円」を「200万円」に、「250万円」を「300万円」に改め、同条第2項中「250万円」を「300万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第2号、同条第2項各号列記以外の部分及び第10条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第1項第4号及び同条第2項の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	駐車場	午前0時から午後12時まで	—	を
国民宿舎		午前8時から午後10時まで	—	

	駐車場	午前0時から午後12時まで	—	に
--	-----	---------------	---	---

改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年北九州市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認証の申請等)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書の提出は、設立認証申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書に添付する書類（法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものに限る。）には、その写しを1通添付するものとする。

3 条例第2条第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、当該書面を翻訳した者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 条例第2条第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

5 条例第2条第5項に規定する補正書には、補正後の申請書又は書類を添付するものとする。この場合において、第2条第2項に規定する書類を補正するときは、その写しを1通添付するものとする。

(設立の認証の申請の公告)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、北九州市公報に登載して行うものとする。

(設立登記の完了届)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出に添付する書類には、その写しを1通添付するものとする。

(役員の変更等)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書を提出し

て行うものとする。

- 2 前項の届出に添付する役員名簿には、その写しを1通添付するものとする。
- 3 法第23条第2項の規定により提出する書類は、届出の日前6月以内に作成されたものとする。

(定款の変更)

第6条 条例第4条第1項に規定する申請書の提出は、定款変更認証申請書を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類(法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第4号に掲げる書類を除く。)には、その写しを1通添付するものとする。
- 3 条例第4条第2項の規定による届出書の提出は、定款変更届出書を提出して行うものとする。
- 4 前項の届出書に添付する変更後の定款には、その写しを1通添付するものとする。
- 5 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、その写し1通を定款の変更の登記完了提出書に添付して行うものとする。

(事業報告書の記載事項等)

第7条 条例第5条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 事業年度
- (3) 事業の実施概要

- 2 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 名簿作成年月日
- (3) 理事又は監事の別
- (4) 就任年月日及び退任年月日又は任期
- (5) 事業年度中における報酬の有無

(事業報告書等の提出)

第8条 条例第6条に規定する事業報告書等の提出は、その写し1通を事業報告書等提出書に添付して行うものとする。

(解散の認定等)

第9条 法第31条第3項に規定する書面の提出は、解散認定申請書を提出し

て行うものとする。

- 2 清算人は、法第31条第4項の規定による届出にあっては解散届出書を、法第31条の8の規定による届出にあっては清算人就任届出書を、法第32条の3の規定による届出にあっては清算終了届出書を提出して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

- 第10条 法第32条第2項に規定する認証の申請は、残余財産譲渡認証申請書を提出して行うものとする。

(合併の認証の申請)

- 第11条 法第34条第4項に規定する申請書の提出は、合併認証申請書を提出して行うものとする。

- 2 第2条第2項から第4項までの規定は、法第34条第4項に規定する議事録の謄本の添付について準用する。

(合併の登記の完了届)

- 第12条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書に添付する書類には、その写しを1通添付するものとする。

(検査職員の証明書)

- 第13条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)に規定する証明書は、市長が発行し、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 発行年月日
- (2) 職員の所属及び職名
- (3) 職員の氏名
- (4) 有効期限

(認定特定非営利活動法人の認定の申請等)

- 第14条 法第44条第2項(法第58条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、認定特定非営利活動法人としての認定又は仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書を提出して行うものとする。

(認定の有効期間の更新)

- 第15条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の規定による申請書の提出は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書を提出して行うものとする。

(代表者の変更届)

第16条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、認定特定非営利活動法人の代表者変更又は仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届を提出して行うものとする。

（認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書及び添付書類）

第17条 条例第11条第1項に規定する書類の提出は、当該書類の写し1通とともに認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等又は仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書及びその写し1通に添付して行わなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する書類の提出は、認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書又は認定特定非営利活動法人が海外への送金若しくは金銭の持出しを行う場合又は仮認定特定非営利活動法人が海外への送金若しくは金銭の持出しを行う場合の提出書にそれらの写しを1通添付して行うものとする。

（認定特定非営利活動法人等の合併の認証の申請）

第18条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項又は法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定による申請書の提出は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書を提出して行うものとする。

（電子情報処理組織を使用した申請等）

第19条 条例第13条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、同項に規定する申請、届出若しくは提出を行わせるとき又は同条第2項に規定する通知若しくは交付若しくは同条第3項に規定する縦覧若しくは閲覧を行うときは、それぞれ北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年北九州市規則第114号）第3条から第5条までに規定する方法の例によるものとする。

（電磁的記録による保存）

第20条 条例第14条第1項の規定により規則で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の保存とする。

2 特定非営利活動法人が条例第14条第2項に規定する電磁的記録の保存を

行う場合、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を法第2条第1項に規定する特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電磁的記録による作成）

第21条 条例第14条第1項の規定により規則で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項、法第54条第2項から第4項までの規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が条例第14条第2項の規定により電磁的記録の作成を行う場合、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第22条 条例第14条第1項の規定により規則で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の縦覧等とする。

2 特定非営利活動法人が条例第14条第2項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧及び閲覧を行う場合は、当該事項をその事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書面を縦覧等に供する方法により行うものとする。

（様式）

第23条 この規則に定める申請書等の様式は、市民文化スポーツ局長が別に定める。

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化スポーツ局長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市火災予防規則の一部を改正する規則

北九州市火災予防規則（昭和49年北九州市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第8条の2第3項」の次に「、第8条の2の5第3項」を、「掲げる」の次に「いずれかの」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第4条各号列記以外の部分中「昭和36年自治省令第6号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(防火対象物点検の特例認定の申請書に添付する書類に係る市長が定める事項)

第4条の2 省令第4条の2の8第3項第2号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果に関する事項
- (2) 法第8条の2の3第3項の規定による認定の通知を受けている場合は、当該認定の通知に関する事項
- (3) 省令第3条第3項に規定する権原の範囲に関する事項
- (4) 前3号に規定するもののほか、消防長が防火管理上必要と認める事項

第7条の次に次の1条を加える。

(防災管理点検の特例認定の申請書に添付する書類に係る市長が定める事項)

第7条の2 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第3項第2号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果に関する事項
- (2) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定による認定の通知を受けている場合は、当該認定の通知に関する事項
- (3) 省令第51条の8第2項において読み替えて準用する省令第3条第3項に規定する権原の範囲に関する事項
- (4) 前3号に規定するもののほか、消防長が防災管理上必要と認める事

項

第19条第1項の表、第2項及び第3項中「から」を「以後における最初の4月1日から」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第30号

北九州市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

北九州市危険物の規制に関する規則（昭和54年北九州市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」の次に「いずれかの」を加え、同項に次の1号を加える。

（5） インターネットを利用して閲覧に供する方法

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市老人保護措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成 24 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 31 号

北九州市老人保護措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市老人保護措置費用徴収規則（昭和 43 年北九州市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の法第 10 条の 4 第 1 項第 1 号の措置の項中「第 42 条の 2 第 2 項第 1 号」の次に「若しくは第 2 号」を加え、「第 21 条第 3 項」を「第 3 条の 19 第 3 項（同令第 18 条において準用する場合を含む。）」に改め、同表の法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置の項中「第 42 条の 2 第 2 項第 1 号」を「第 42 条の 2 第 2 項第 2 号」に改め、同表の法第 10 条の 4 第 1 項第 4 号の措置の項中「第 42 条の 2 第 2 項第 2 号」を「第 42 条の 2 第 2 項第 3 号」に改め、同表中

「

法第 10 条の 4 第 1 項第 5 号の措置	介護保険法第 42 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 54 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定地域密着型サービスに係る基準第 96 条第 3 項各号又は指定地域密着型介護予防サービスに係る基準第 76 条第 3 項各号に掲げる費用の額
--------------------------------	---

を

」

「

法第 10 条の 4 第 1 項第 5 号の措置	介護保険法第 42 条の 2 第 2 項第 3 号又は第 54 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定地域密着型サービスに係る基準第 96 条第 3 項各号又は指定地域密着型介護予防サービスに係る基準第 76 条第 3 項各号に掲げる費用の額
法第 10 条の 4 第 1 項第 6 号の措置	介護保険法第 42 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定地域密着型サービスに係る基準第 182 条において準用する第 71 条第 3 項各

に

号に掲げる費用の額

改め、同表の法第11条第1項第2号の措置の項中「第42条の2第2項第2号」を「第42条の2第2項第3号」に改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第71号

北九州市特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱を廃止する
告示

北九州市特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成8年北九州市告示第122号）は、廃止する。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第72号

北九州市政府調達苦情検討委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市政府調達苦情検討委員会設置要綱を廃止する告示

北九州市政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年北九州市告示第123号）は、廃止する。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第73号

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱（昭和53年北九州市告示第128号）の一部を次のように改正する。

別表の市内の項中

北九州市立国民宿舎めかり山荘	北九州市門司区大字門司3270番地の8の3	を
かんぼの宿北九州	北九州市若松区大字有毛2829番地	
」		
かんぼの宿北九州	北九州市若松区大字有毛2829番地	に
」		

改める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第74号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

北九州市長 北橋 健治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第11号を削る。

第8条第1項中「及び第11号」を削る。

第10条第2項第2号中「60月（6月間）」を「84月（12月間）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第1項第1号、第3号から」を「第1項第3号から」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第5号中「60月（6月間）」を「84月（12月間）」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

付則第6項中「前号ウに該当することにより融資対象者となる中小企業者又は組合」の次に「のうち東日本大震災の影響により経営に重大な影響を受けたと市長が認めた者」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に改正前の第21条の規定により資金の融資を受けている者の融資資金の償還については、なお従前の例による。